

# 伊方町・瀬戸町合併協議会

## 第2回会議資料



日 時：平成15年2月14日（金）午後2時から  
場 所：瀬戸町民センター 2階 会議室

# 会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 議 事

協 議

< 新規協議 >

協議第 1 5 号 地域審議会の取扱いについて

協議第 1 6 号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第 1 7 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 1 8 号 公共的団体等の取扱いについて

協議第 1 9 号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第 2 0 号 町字名の取扱いについて

協議第 2 1 号 慣行の取扱いについて

その他

平成 1 4 年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告及び会計決算について

第 3 回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

5 . 副会長（伊方町長）あいさつ

6 . 閉 会

## 配布資料一覧表

ページ

### (協議)

#### <新規協議>

1 . 協議第 1 5 号	地域審議会の取扱いについて	1
2 . 協議第 1 6 号	一部事務組合等の取扱いについて	2
3 . 協議第 1 7 号	補助金、交付金等の取扱いについて	3
4 . 協議第 1 8 号	公共的団体等の取扱いについて	4
5 . 協議第 1 9 号	行政連絡機構の取扱いについて	5
6 . 協議第 2 0 号	町字名の取扱いについて	6
7 . 協議第 2 1 号	慣行の取扱いについて	7

### (その他)

8 . 平成 1 4 年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告及び会計決算について	8
9 . 第 3 回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について	9

第2回 伊方町・瀬戸町合併協議会資料  
平成15年2月14日(金)開催

協 議

協 議 第 1 5 号

## 地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成15年2月14日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井上善一

地域審議会の取扱い

平成 年 月 日 確認

# 伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成15年 2月14日
--------	----------	---------	-------------

協議項目(番号)	地域審議会の取扱い (項目 No. 11)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	地域審議会の取扱いについては、企画小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>地域審議会については、合併特例法第5条の4第1項の規定により、旧町村の区域ごとに新町が処理する該当区域に係る事務に関し、新町長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について意見を述べることができると規定しています。</p> <p>審議会設置の目的として、市町村合併に伴い住民の意見が施策に反映されにくくなることに対し、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、地域審議会制度が設けられました。</p> <p>なお、合併協議会では審議会の設置の有無、及び構成員の定数、任期等を協議する必要があります。</p> <p>1. 新町長の諮問に対する審議                      新町建設計画の変更(特例法第5条第8項)                      新町建設計画の執行状況(定期的なもの)                      当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用(特例法第11条の2第1項第3号)                      基本構想・各種計画の策定・変更                      当該区域においてのみ行われる事務・事業                      当該区域に特別に利害関係のある事務・事業</p> <p>2. 新町長に対する意見                      新町建設計画の執行状況(随時的なもの)                      公共施設の配置・管理運営                      福祉・廃棄物処理・消防等の施設の実施状況                      当該区域においてのみ行われる事務・事業                      当該区域に特別に利害関係のある事務・事業</p> <p>〔諮問とは、有識者又は一定機関に意見を求めること。                      審議とは、ある物事について詳しく調査・検討し、そのものよしあしなどを決めること。                      意見とは、ある問題に対する主張・考え。心に思うところ。〕</p> <p>(根拠法令：地方自治法第138条の4第3項の付属機関)</p>	<p>(合併協議会)</p> <p>新居浜市・別子山村合併協議会                      平成15年4月1日、別子山村を編入(吸収)合併の予定。                      別子山村に設置</p> <p>宇摩合併協議会                      平成16年4月1日、新設(対等)合併の予定。                      土居町・新宮村に設置</p> <p>南宇和合併協議会                      平成16年10月1日、新設(対等)合併の予定。                      4町・1村に設置</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会                      平成16年3月31日、新設(対等)合併の予定。                      5町に設置</p>	<p>【根拠法令：合併特例法】</p> <p>(市町村建設計画の作成及び変更)                      第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。                      2～7省略</p> <p>8 第六項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(地域審議会)                      第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容
既存組織	伊方町市町村合併検討懇話会 (平成14年3月15日 設置) 委員構成： 議会・教育関係・福祉関係・経済団体 ・ 各種団体代表 計72名	瀬戸町合併によるまちづくり50人委員会 (平成14年8月29日 設置) 委員構成： 議会・教育関係・福祉関係・経済団体・ 区長推薦・公募委員 計53名	

協 議 第 1 6 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成15年2月14日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井 上 善 一

一部事務組合等の取扱い

平成 年 月 日 確認

# 伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成15年2月14日
--------	----------	---------	------------

協議項目(番号)	一部事務組合等の取扱い (項目No. 15)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	一部事務組合等の取扱いについては、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。</p> <p>新設(対等)合併の場合は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退、加入等の手続きが必要となります。</p> <p>(協議を要する組合等) 一部事務組合、広域連合</p> <p>協議会</p> <p>機関等の共同処理及び事務の委託</p> <p>公社、第三セクター等 (土地開発公社、第三セクター、財団法人等)</p>	<p>【引田町・白鳥町・大内町合併協定書から抜粋】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。白鳥町土地開発公社については、新市において東かがわ市土地開発公社として存続するものとする。</li> <li>(2) 大内町振興整備株式会社については、出資金は新市に引き継ぎ、管理、運営は現行のとおりとする。</li> <li>(3) 公平委員会事務については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。</li> <li>(4) 香川県消防補償等組合、香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</li> <li>(5) 香川県東部清掃施設組合、白鳥町外四ヶ町組合は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</li> <li>(6) 白鳥町大内町共有山林組合、兼弘谷共有林組合は合併の前日までに解散する。</li> <li>(7) 大川地区広域行政振興整備事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</li> <li>(8) 財団法人サンビレッジしろとりについては、出捐金を新市に引き継ぎ、管理、運営は現行のとおりとする。</li> </ol> <p style="text-align: center;">(市町村合併ハンドブックより)</p>	



協 議 第 1 7 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて提出する。

平成15年2月14日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井上善一

補助金、交付金等の取扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成15年 2月14日
--------	----------	---------	-------------

協議項目(番号)	補助金、交付金等の取扱い (項目No. 18)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	補助金、交付金等の取扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p><b>補助金について</b></p> <p><b>地方自治法</b></p> <p>(寄附又は補助)</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p> <p>・公益上必要かどうかを認定するのは、当該団体の長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。(行実昭和28.6.29)</p> <p>1. 補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>2. 補助金には、直接補助と間接的補助に分類される。</p> <p>(1) 直接補助 地方公共団体が独自の判断によって支出する補助をいう。</p> <p>(2) 間接的補助 国又は県の施策に基づき、国(県)から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助することをいう。</p> <p><b>交付金について</b></p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合においては当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>	<p><b>南宇和合併協議会(平成16年10月1日合併予定)</b></p> <p>5町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町においてその必要性・公平性などの観点から内容を検討し調整するものとする。</p> <p>(1) 5町村で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>(2) 5町村独自の補助金等については、地域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>(3) 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。</p> <p><b>香川県東かがわ市(15年4月1日合併予定)</b></p> <p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。</p>	

協 議 第 1 8 号

## 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 2 月 1 4 日 提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井 上 善 一

公共的団体等の取扱い

平成 年 月 日 確認

# 伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成15年 2月14日
--------	----------	---------	-------------

協議項目(番号)	公共的団体等の取扱い (項目 No. 17)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	公共的団体等の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留 意 事 項	先 進 事 例	備 考
<p>合併市町村の区域にいつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましいことではありません。</p> <p>合併特例法第16条第8項には、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整理を図るように努めなければならない。」と努力義務が定められています。</p> <p>ここでの「公共的団体等」とは、地方自治法第157条の「公共的団体等」と同様で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団など、公共的活動を営むものはすべて含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。</p> <p>同条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができるとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において検討し、公共的団体等の理解を求める必要があります。</p> <p style="text-align: center;">(「合併協議会の運営の手引」より)</p>	<p><b>南宇和合併協議会 (H16.10.1.合併予定)</b></p> <p>公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</li> <li>2 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</li> <li>3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</li> </ol> <p><b>西東京市 (H13.1.21.合併)</b></p> <p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</li> <li>2 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</li> <li>3 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</li> <li>4 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</li> </ol>	

協 議 第 1 9 号

## 行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 2 月 1 4 日 提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井 上 善 一

行政連絡機構の取扱い

平成 年 月 日 確認

# 伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案 平成 年 月 日 合併協議会提案 平成15年 2月14日

協議項目(番号)	行政連絡機構の取扱い (項目No.19)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	行政連絡機構の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>市町村の行政連絡機構（いわゆる自治会、町内会、行政区など）は、地域コミュニティの歴史に根ざしており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。</p> <p>合併関係市町村における行政連絡機構の状況を把握し、合併市町村において不均衡等が生じないように十分な調整を図る必要があります。</p> <p>（市町村合併ハンドブックより抜粋）</p>	<p><b>南宇和合併協議会（H16.10.1.合併予定）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>行政連絡機構（区長会）については、現行のまま新町に引き継ぐ。</li> <li>報酬等については、合併後調整する。</li> <li>行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。</li> </ol> <p><b>さぬき市（H14.4.1.合併）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。</li> <li>自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。</li> <li>行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。</li> </ol>	

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
行政区	町内 25区で構成	町内 19区で構成	
区長会	定例会年間4回開催 臨時会1回開催	定例会 年間 1回開催（4月）	
行政配布物	町広報誌（毎月1日発行）	町広報誌（毎月23日発行） 回覧文書（毎月5日）	
町政モニター	<p>町内各地区に、町政に関する町民の意見を継続的に反映させるため委員を委嘱する。</p> <p>委員定数はおおむね25人とし、任期は委嘱の日から翌々年の3月31日まで。</p> <p>報酬は支給しない。</p>		

協 議 第 2 0 号

## 町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて提出する。

平成15年2月14日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井上善一

町字名の取扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案 平成 年 月 日 合併協議会提案 平成15年2月14日

協議項目(番号)	町字名の取扱い (項目No. 20)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	町字名の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>町村合併の際に、町村の区域の設定、若しくは廃止、又は、町村の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、町村長が当該町村議会の議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>町字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。</p> <p>【地方自治法】 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくは名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生じる。</p>	<p>【南宇和合併協議会】 字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。一本松の字名は、「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする</p> <p>【東かがわ市】 字の区域については、新市において調整するものとし、「大川郡町」を「東かがわ市」に置き換え、字の名称については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【さぬき市】 (1) 字の区域は、従前のとおりとする。 (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p>	

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
現 況	大浜 中之浜 仁田之浜 河内 湊浦 小中浦 中浦 川永田 豊之浦 伊方越 亀浦 九町 二見	小島 志津 大江 塩成 神崎 田部 川之浜 大久 足成 三机 高茂	



協 議 第 2 1 号

## 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成15年2月14日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会  
会長 井上善一

慣行の取扱い

平成 年 月 日 確認

# 伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成15年2月14日
--------	----------	---------	------------

協議項目(番号)	慣行の取扱い (項目 No. 21)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	慣行の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留意事項	先進事例	備考
<p>協議する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村章及び市町村の花、木、鳥、歌等 新町のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。 ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。</li> <li>・市町村の憲章、宣言</li> <li>・市町村の表彰</li> <li>・市町村の行事</li> </ul>	<p>市町村章</p> <p>例：当面、合併構成市町村のいずれかの章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに章を制定することとした。</p> <p>例：新町において調整することとした。</p> <p>例：合併後、公募により制定することとした。</p> <p>町の花、木、鳥、歌等</p> <p>事例としては、市町村章に同じ。 ただし、旧町の木については、地区の推奨の木として、旧町の地区内で伝承していくこととした事例がある。</p>	

具体項目	伊方町	瀬戸町	調整の具体的内容
町章	 H 7.3.31 制定		
町の花	つわぶき S 50.3.30 制定	つわぶき(自然の花として) S 59.3.19 制定 すみれ(普及する花として) " さざんか(花木として) "	
" 木	黒松 S 50.3.30 制定	うばめがし S 59.3.19 制定	
" 魚		アジ H 5.7.22 制定	
" 鳥			
キャッチフレーズ	『 いま拓く 豊かな伊方 ゆめ・未来 』	『 風車のまわる アジな瀬戸 』	

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容
町民憲章	<p>伊方町民憲章</p> <p>私たちは、伊方町民であることに誇りをもち、生きがいと魅力ある町づくりをめざすため、この憲章を定めます。</p> <p>一、健康で働くことに喜びをもち、豊かな町をつくります。</p> <p>一、ふれあいを大切にし、明るく楽しいまちをつくります。</p> <p>一、自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくります。</p> <p>一、きまりを守り、安全で平和なまちをつくります。</p> <p>一、教養を高め、文化の香り高いまちをつくります。</p>	<p>瀬戸町民憲章（昭和 年 月 日制定）</p> <p>私たち瀬戸町民は、我がふるさとを愛し、誇りを持ちみんなで力を合わせて、より豊潤な未来を築くためここに、町民の誓いを定めます。</p> <p>一、魅力にあふれ、楽しく住める町を築きます。</p> <p>一、いつまでも安心して暮らせる、平和な町を築きます。</p> <p>一、健康な体と心で、活力ある豊かなまちを築きます。</p> <p>一、互いに助け合い、おもいやる心を広げます。</p> <p>一、豊かできれいな海、緑、空気を大切に守ります。</p>	
名誉町民	<p>制度なし</p>	<p>瀬戸町名誉町民条例</p> <p>（目的） 社会、文化、産業の進展に卓越した功績があった者について、その功績をたたえ「名誉町民」の称号を贈り、顕彰することを目的とする。</p> <p>（称号を贈る条件） （1）本町におおむね3年以上居住している者又は、縁故の深い者 （2）産業の振興、社会福祉の増進又は学術、技芸等、文化の進展に著しい功績のあったもの （3）町民が郷土の誇りとして等しく尊敬する者</p> <p>（選定方法） 町長が、議会の同意を得て選定し、事績を公表して顕彰する。</p> <p>[ 名誉町民 ] 第1号（故）毛利松平氏 元国務大臣環境庁長官</p> <p>瀬戸町民栄誉賞規則</p> <p>（目的） 公共福祉の増進、産業の振興、教育学術文化、スポーツの進展又は社会公益上に偉大な貢献をし、その功績が特に顕著である本町住民及び本町に縁故の深いものについて顕彰することを目的とする。</p> <p>（受賞者の決定） 町長が推薦し、議会の同意を得て決定する。</p> <p>[ 町民栄誉賞受賞者 ] 第1号（故）河野兵市氏 冒険家</p>	
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式（町主催、1月開催）</li> <li>・町民運動会（町主催、毎年10月開催）</li> <li>・きなはいや伊方まつり（実行委員会主催）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式（町主催、8月開催）</li> <li>・町民運動会（町主催、隔年10月開催）</li> <li>・瀬戸の花嫁まつり（実行委員会主催）</li> </ul>	

そ の 他

その他

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告及び  
会計決算について

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会の事業報告及び会計決算を次のとおり報告する。

平成15年2月14日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井 上 善 一

# 平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告（案）

（平成14年12月31日現在）

## 1. 合併協議会・小委員会の開催

### 合併協議会

日 程	会 議 名	内 容
平成14年 9月27日	第1回合併協議会 （伊方町役場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会規約等（組織・会議運営等）承認</li> <li>・平成14年度事業計画・歳入歳出予算承認</li> <li>・小委員会役員を選任</li> <li>・合併協議項目承認</li> <li>・「合併の方式」・「合併の時期」について提案</li> </ul>
10月25日	第2回合併協議会 （瀬戸町役場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協定項目の協議日程及び協議方針承認</li> <li>・合併の方式について 「新設（対等）合併」を確認</li> <li>・合併の時期について 「合併目標期日を平成16年10月1日までとする。合併期日については、あらためて協議する。」 ことで協議会で正式に確認されるまで継続協議</li> </ul> <p>新規協議として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の名称について</li> <li>・新町の事務所の位置について</li> <li>・機構及び組織の取扱いについて</li> <li>・財産の取扱いについて</li> <li>・町議会議員の任期及び定数の取扱いについて</li> <li>・農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて</li> <li>・条例・規則の取扱いについて</li> <li>・新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成についての提案があり、小委員会に付託・検討し、協議することです承</li> <li>・合併重点支援地域指定要望について</li> </ul>
11月25日	第3回合併協議会 （伊方町役場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会活動報告</li> <li>・各小委員会報告</li> </ul> <p>新規協議として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の取扱いについて</li> <li>・使用料、手数料の取扱いについて</li> <li>・特別職の身分の取扱いについて</li> <li>・一般職員の身分の取扱いについての提案があり、小委員会に付託・検討し、協議することです承</li> </ul>
12月12日	第4回合併協議会 （瀬戸町役場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小委員会報告</li> <li>・伊方町・瀬戸町合併協議会の解散について</li> </ul>

## 小委員会

日 程	会 議 名	内 容
平成14年 11月11日	第1回総務小委員会 (伊方町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の取扱いについて</li> <li>・町議会議員の任期及び定数の取扱いについて</li> <li>・農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて</li> <li>・条例・規則の取扱いについて</li> </ul>
	第1回企画小委員会 (瀬戸町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について</li> </ul>
11月13日	第1回住民小委員会 (瀬戸町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の名称について</li> </ul>
	第1回行政組織小委員会 (伊方町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の事務所の位置について</li> <li>・機構及び組織の取扱いについて</li> </ul>
12月4日	第2回企画小委員会 (伊方町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>{ 継続 }</li> <li>・新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について</li> </ul>
12月6日	第2回住民小委員会 (伊方町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の取扱い</li> <li>・使用料、手数料の取扱いについて</li> <li>{ 継続 }</li> <li>・新町の名称について</li> </ul>
12月9日	第2回総務小委員会 (瀬戸町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員の身分の取扱いについて</li> <li>{ 継続 }</li> <li>・財産の取扱いについて</li> <li>・町議会議員の任期及び定数の取扱いについて</li> <li>・農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについて</li> </ul>
12月10日	第2回行政組織小委員会 (瀬戸町役場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職の身分の取扱いについて</li> <li>{ 継続 }</li> <li>・新町の事務所の位置について</li> <li>・機構及び組織の取扱いについて</li> </ul>

## 2. 幹事会・専門部会の開催

### 幹事会

日 程	会 議 名	内 容
平成14年 9月10日	第1回幹事会 (瀬戸町役場)	第1回合併協議会提案事項等協議
10月22日	第2回幹事会 (伊方町役場)	第2回合併協議会提案事項等協議
11月11日	第3回幹事会 (瀬戸町役場)	第3回合併協議会提案事項等協議
12月3日	第4回幹事会 (伊方町役場)	第4回合併協議会提案事項等協議

### 専門部会

日 程	会 議 名	内 容
平成14年 10月18日	第1回専門部会 (瀬戸町民センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議項目の協議日程及び協議原則、調整方針の周知</li> <li>・事務事業一元化支援業務作業日程及び調整検討日程説明</li> <li>・4部会の役員選出</li> </ul> 随時、各専門部会開催

3. 各町の現状視察

各町の公共施設、行政区等の現状視察  
対象者 2町の合併協議会委員  
視察日程等 平成14年11月25日(月) 午前  
伊方町の現状視察・・・瀬戸町委員

平成14年12月12日(木) 午後  
瀬戸町の現状視察・・・伊方町委員

4. 行財政の現況調査の実施

事務事業すり合わせのための一元化作業及び調整方針(案)の作成完了目標期日の確認

作業開始 平成14年10月22日  
完了目標期日 平成15年9月末日

5. 合併協定項目の協議準備

基本的協議項目5項目、特例法に規定されている協議項目6項目、その他必要な協議項目11項目合わせて21項目について協議することを確認。

合併協議完了目標期日 平成15年12月25日

6. 協議会だよりの発行

協議会の協議状況や合併関係情報などの情報提供として発行。  
平成14年10月22日創刊号を発行し毎月22日を基本に発行  
全3回発行

7. その他

合併重点支援地域指定(伊方町・瀬戸町)要望  
平成14年10月29日 県知事要望  
平成14年11月14日 重点支援地域指定

伊方町・瀬戸町合併協議会(法定)設置

平成14年12月20日(金)  
伊方町、瀬戸町議会で賛成多数で可決

平成14年12月24日(火)  
両町で協議会設置及び規約について告示

伊方町・瀬戸町合併協議会規約に関する協議書調印  
平成14年12月25日(水)

愛媛県知事に伊方町・瀬戸町合併協議会設置届出



平成 1 4 年度

伊方町・瀬戸町合併協議会会計決算書

伊方町・瀬戸町合併協議会

## 平成14年度 伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算書

平成14年度 伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算を別添のとおり報告する。

平成15年2月14日 提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井上善一

## 歳入歳出決算

### 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 負担金		10,000,000	2,535,745	2,535,745	0
	1 負担金	10,000,000	2,535,745	2,535,745	0
歳入合計		10,000,000	2,535,745	2,535,745	0

### 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額
1 運営費		8,580,000	2,447,545	6,132,455
	1 会議費	3,382,000	791,169	2,590,831
	2 事務費	5,198,000	1,656,376	3,541,624
2 事業費		1,322,000	88,200	1,233,800
	1 事業推進費	1,322,000	88,200	1,233,800
3 予備費		98,000	0	98,000
	1 予備費	98,000	0	98,000
歳出合計		10,000,000	2,535,745	7,464,255

# 歳入歳出決算事項別明細書

## 1 歳 入

### 第 1 款 負 担 金

( 単位：円 )

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	節		調定額	収入済額	収入未済額	説 明
項	目				区 分	金 額				
	1 負 担 金	10,000,000		10,000,000		10,000,000	2,535,745	2,535,745	0	
	1 負 担 金	10,000,000		10,000,000	1 負 担 金	10,000,000	2,535,745	2,535,745	0	各町負担金 伊方町 1,267,873 瀬戸町 1,267,872

## 2 歳 出

### 第 1 款 運 営 費

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	節		支出済額	不用額	説 明
項	目				区 分	金 額			
1	会 議 費	3,382,000	0	3,382,000		3,382,000	791,169	2,590,831	
	1 会 議 費	3,382,000	0	3,382,000	1 報酬	1,606,000	742,500	863,500	委員報酬 742,500
					9 旅費	1,700,000	0	1,700,000	委員旅費 0
					11 需用費	76,000	48,669	27,331	会議賄 48,669
2	事 務 費	5,198,000	0	5,198,000		5,198,000	1,656,376	3,541,624	
	1 事 務 費	5,198,000	0	5,198,000	3 職員手当等	700,000	29,669	670,331	時間外勤務手当 21,669 通勤手当 8,000
					4 共済費	224,000	71,145	152,855	社会保険料 71,145
					7 賃 金	1,246,000	650,926	595,074	臨時職員賃金 650,926
					9 旅 費	350,000	29,600	320,400	職員旅費 29,600
					11 需用費	809,000	430,333	378,667	消耗品費 213,593 燃料費 0 印刷製本費 216,740 光熱水費 0 修繕料 0
					12 役務費	357,000	20,880	336,120	通信運搬費 17,380 広告料 0 各種手数料 3,500
					13 委託料	489,000	211,575	277,425	委託料 211,575
					14 使用料及び 賃借料	478,000	37,804	440,196	自動車等借上料 37,804
					18 備品購入費	525,000	174,444	350,556	事務用備品 174,444
					19 負担金補助 及び交付金	20,000	0	20,000	非常勤職員公務災 害補償組合負担金 0

第 2 款 事 業 費

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	節		支出済額	不用額	説 明		
項	目				区 分	金 額					
1	事業推進費	1,322,000	0	1,322,000		1,322,000	88,200	1,233,800			
	1 事業推進費	1,322,000	0	1,322,000	8	報償費	200,000	0	200,000	謝金	0
					9	旅 費	100,000	0	100,000	講師旅費	0
					11	需用費	882,000	88,200	793,800	印刷製本費	88,200
					12	役務費	140,000	0	140,000	郵便料	0

第 3 款 予 備 費

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	節		支出済額	不用額	説 明		
項	目				区 分	金 額					
1	予 備 費	98,000	0	98,000		98,000	0	98,000			
	1 予 備 費	98,000	0	98,000	1	予備費	98,000	0	98,000	予備費	0

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会歳入歳出決算書

区 分	金 額
歳入予算現額	10,000,000 円
歳入決算額	2,535,745 円
歳出予算現額	10,000,000 円
歳出決算額	2,535,745 円
歳入歳出差引額	0 円
翌年度繰越額	0 円

本決算は審査の結果、適正なものと認める。

平成15年1月31日

伊方町・瀬戸町合併協議会

監査委員 梶 田 信 夫

監査委員 中 西 正 利

### 第3回 伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成15年1月14日(火) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年2月14日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成15年3月17日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年4月 日( ) 14:00~
第5回	伊方町	伊方町役場	平成15年5月 日( ) 14:00~
第6回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年6月 日( ) 14:00~
第7回	伊方町	伊方町役場	平成15年7月 日( ) 14:00~
第8回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年8月 日( ) 14:00~
第9回	伊方町	伊方町役場	平成15年9月 日( ) 14:00~
第10回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年10月 日( ) 14:00~
第11回	伊方町	伊方町役場	平成15年11月 日( ) 14:00~
第12回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年12月 日( ) 14:00~